

平成 26 年 11 月 28 日
地域振興部市町村振興課
財政第二係
担当：石原・小林
電話：0742-27-8474（直通）
（内線 2263）

報道資料

宇陀市保養センター美榛苑の経営健全化計画（変更後） の概要について

経営の健全化を図っている宇陀市保養センター美榛苑にかかる変更後の経営健全化計画について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）の規定に基づき、その概要を公表します。

（参考）本公表について

法第 24 条において準用する法第 5 条の規定により、経営健全化計画を変更した地方公共団体の長は、都道府県及び指定都市の長にあつては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に報告し、総務大臣及び都道府県知事はその概要を公表することとされています。

奈良県内において、当該計画を定めている団体は 1 団体 1 会計（宇陀市保養センター事業特別会計）です。

奈良県 宇陀市 保養センター事業特別会計 経営健全化計画の概要(変更後)

1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

- 競合施設の増加、経営ノウハウ不足等による年間利用者・営業収益の減少。
- 直営方式により人件費が高水準であること。
- 過剰な施設整備に起因する多大な維持経費及び金利負担。
- 施設の機能に応じた負担区分(一般会計又は特別会計)が不明瞭で、大規模施設整備等に対する投資の大半を自己財源で賅ってきたこと。

2 計画期間

平成21年度から平成32年度まで12年間（1期4年間とし、全3期で各期ごとに見直し）

3 経営の健全化の基本方針

- 指定管理者制度を導入し、コストを削減、収益増加を図る。
- 不良債務は一般会計からも計画的な支援を受けることで解消する。

4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

- 一般会計からの繰出基準を明確化し、繰出金を受ける。
- 指定管理者に収益納付金等を求める。
- 大規模改修など将来投資の抑制。
- 広報等を効果的に活用し、利用者の増加を促す。

5 4の方策に係る収入及び支出に関する計画

(単位:百万円)

項目	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 決算	30年度 決算	31年度 決算	32年度 決算
一般会計繰出	109	180	150	100	100	<u>167</u>	<u>167</u>	<u>167</u>	<u>167</u>	<u>147</u>	<u>147</u>	<u>147</u>	<u>144</u>
収益納付金等	-	-	<u>11</u>	<u>30</u>									

6 各年度ごとの資金不足比率の見通し

(単位:%)

項目	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 決算	30年度 決算	31年度 決算	32年度 決算
資金不足比率	275.1	<u>291.2</u>	<u>333.7</u>	<u>316.1</u>	<u>293.0</u>	<u>306.1</u>	<u>213.6</u>	<u>163.9</u>	<u>94.9</u>	<u>137.0</u>	<u>91.2</u>	<u>45.3</u>	—

7 その他経営の健全化に必要な事項

- 平成22年10月より指定管理者制度へ移行。平成25年より第2期指定管理期間開始。
- 施設への投資については必要最小限とし、コスト削減を図る。

※ 変更部分には下線を付している。

参考

宇陀市保養センター美榛苑の経営健全化計画（変更後）の概要について

〈 要点 〉

○ 主な変更点

- 1. 指定管理者からの収益納付金の収入見込み額について、当初計画と実績が乖離していたため、実績に基づいて減額した。
- 2. 上記1の修正に伴い、当初の計画終了年度である平成32年度に資金不足が解消されるよう、平成25年度以降の一般会計繰出金を増額した。
- 3. 上記1、2を踏まえ、資金不足比率の見直しを変更した。

〈 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制度解説 〉

○ 計画の策定手続き等

公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準（※）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。（※経営健全化基準：20%）

経営健全化計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければなりません。

市町村は、経営健全化計画を定めたときは、速やかにこれを公表するとともに、都道府県知事に報告しなければなりません。都道府県知事は、毎年度、報告を取りまとめ、その概要を公表するものとされています。

当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その概要を総務大臣に報告しなければなりません。総務大臣は、毎年度、報告を取りまとめ、その概要を公表するものとされています。

上記の手続き等については、経営健全化計画を変更する場合も同様とされています。

○ 計画変更事務の流れ

経営健全化計画の変更事務の流れは以下の図のとおりです。

